

別記様式第 26 (第29条関係) (令2 内府令56・追加)

新たな規制の特例措置を講ずることとする旨の通知書

年 月 日

殿

内閣総理大臣 名

年 月 日付けで整備の求めのあった新たな規制の特例措置については、下記のとおり整備することとしましたので、通知します。

記

1. 講ずることとする新たな規制の特例措置の内容
2. 新たな規制の特例措置の整備の見通し
3. その他

(備考)

1. 「内閣総理大臣名」は、法第28条の4第4項の規定による場合には内閣総理大臣名とし、同条第8項の規定による場合には、内閣総理大臣及び関係行政機関の長の連名とする。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。